

原子力防災の手引き

令和5年3月

福島県 原子力安全対策課

福島県は東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により甚大な被害を受けました。現在も原子力緊急事態宣言が解除されておらず、避難指示区域が残り、いまだ避難生活を継続されている方がいらっしゃいます。

福島県や国、市町村は、この福島第一原子力発電所事故による原子力災害に係る問題点について検証を行い、再び大量の放射性物質が放出される事態を想定し、災害対応体制や情報連絡体制、住民の避難対策等について計画の見直しを行っています。

この手引きは、原子力防災について福島県地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき、その概要をまとめたものです。さらに詳しい内容については、同計画や関係資料、規則等を確認願います。

目次

1 原子力防災について	(1) 原子力防災とは …… 1 (2) 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域 …… 2 (3) 防護措置の判断 …… 3-4
2 緊急事態応急体制	(1) 県災害対策本部と県原子力現地災害対策本部 …… 5 (2) オフサイトセンターの役割 …… 6 (3) モニタリング体制 …… 7-8 (4) 緊急時通信連絡体制 …… 9
3 防護措置について	(1) 対象区域における避難行動の違い …… 10 (2) 防護措置の種類 …… 11 (3) 原子力災害広域避難計画の概要 …… 12 (4) 避難先 …… 13 (5) 避難所と避難中継所 …… 14 (6) 避難退域時検査 …… 15
4 安全確保について	(1) 摂取制限 …… 16 (2) 原子力災害医療体制 …… 17 (3) 原子力災害医療活動 …… 18 (4) 安定ヨウ素剤 …… 19 (5) 原子力防災業務関係者の安全確保 …… 20
5 資料	■ 避難先市町村詳細版 …… 21-31

1 原子力防災について

(1) 原子力防災とは

原子力施設の事故により、放射性物質が放出され、原子力施設の周辺地域の住民や環境などに直接または間接的に被害を与えることを**原子力災害**と言います。

原子力災害では放射性物質や放射線の放出という特有の事象が生じます。特に、**放射線は人間の五感では感じるできないこと**と、原子力災害が発生した場合には**被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難になること**の特殊性から、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要となります。

原子力防災とは、こうした原子力災害の特殊性を踏まえて、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止を目的としたものです。



原子力災害の発生を未然に防止するため、原子力施設においては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」や「原子力災害特別措置法」「原子力災害対策指針」等に基づき、原子力災害の予防対策が講じられています。

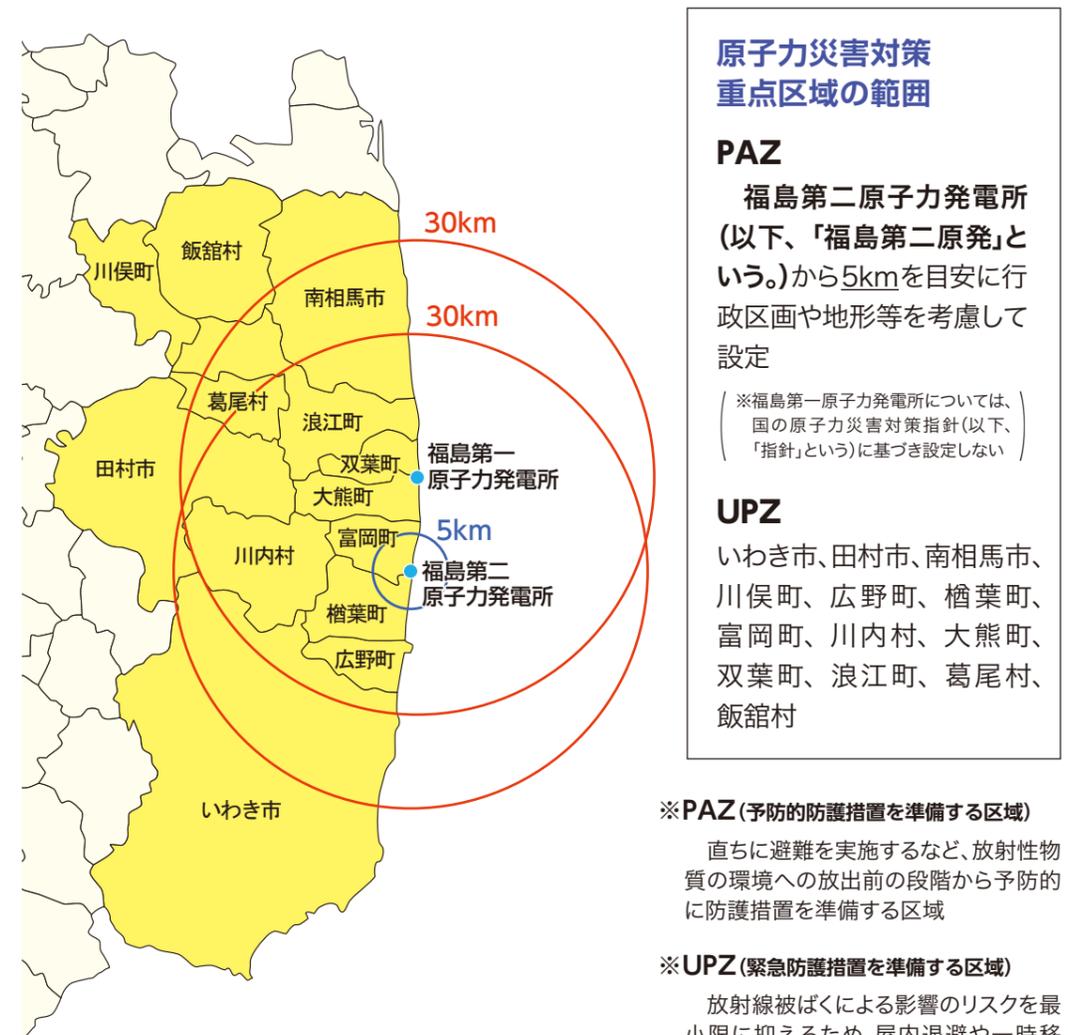
万が一原子力災害が発生した場合には、原子力事業者、国、地方公共団体等は住民の健康・生活基盤・環境への影響を緩和するとともに、事態の段階に応じた最適な方法により影響を受けた地域が可能な限り早く通常の社会的・経済的な活動に復帰できるよう、平時から原子力災害対策に関する計画の整備を行い、訓練等によって計画の実効性を高められるよう十分な準備を行っておく必要があります。

特に原子力災害が発生した際には、原子力施設周辺の住民等への被ばくによる影響を最小限にするために防護措置を短期間で行うことが重要となります。そのため、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響が及ぶ可能性があり、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく区域として、**原子力災害対策を重点的に実施すべき区域(原子力災害対策重点区域)**を定めています。

(2) 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域(以下、「原子力災害対策重点区域」という。)の範囲について、福島第一原子力発電所(以下、「福島第一原発」という。)の事故の際、国による避難指示等のあった地域を考慮して、県は、以下の図のように定めています。

また、福島県にはいまだ避難指示区域が設定されており、国は避難指示区域に対して発電所の状況に応じた避難行動について定めています。



図：原子力災害対策重点区域の市町村

※PAZ(予防的防護措置を準備する区域)
直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

※UPZ(緊急防護措置を準備する区域)
放射線被ばくによる影響のリスクを最小限に抑えるため、屋内退避や一時移転等、緊急防護措置を準備する区域

※避難指示区域
帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域を合わせた呼び方
現在は帰還困難区域のみとなっている

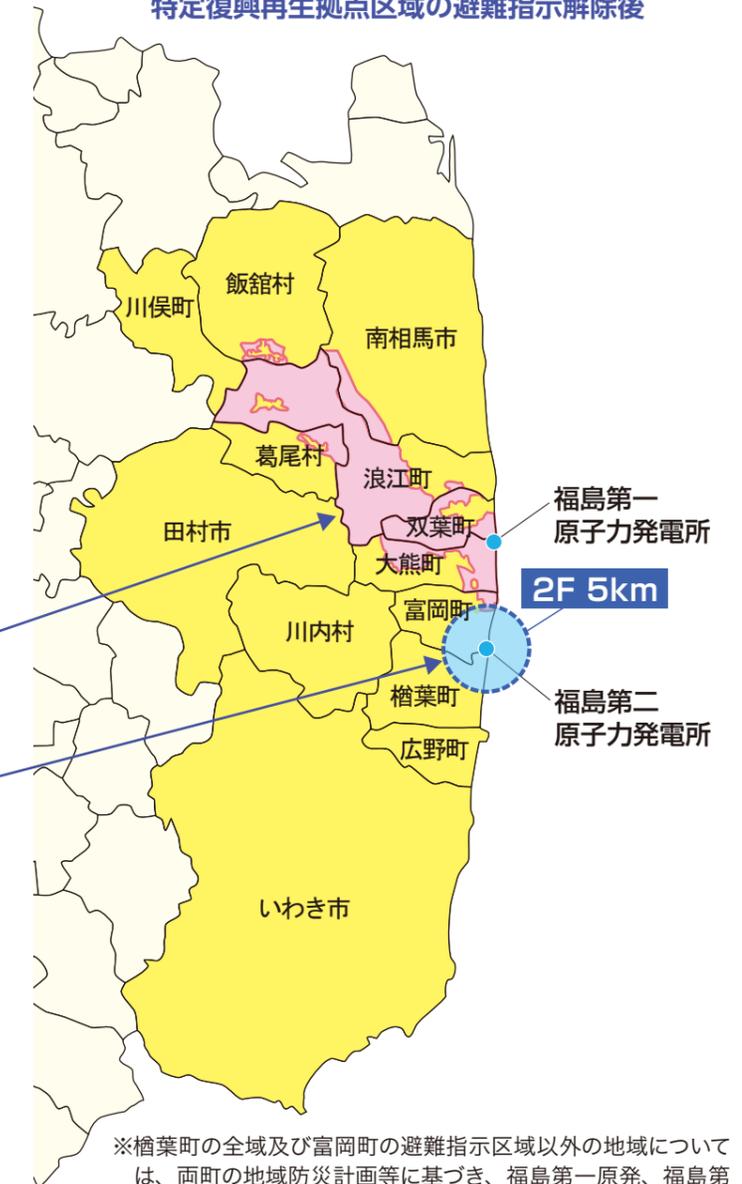
(3)防護措置の判断

県広域避難計画で定める避難等の対応は、初期対応段階における防護措置です。

初期対応段階で行う避難等の措置は、**原子力発電所の状況に応じた防護措置(放射性物質放出前)**と**空間放射線量率の測定値に応じた防護措置(放射性物質放出後)**に大きく分けられます。

		原子力発電所の状況に応じた防護措置(放射性物質放出前)			空間放射線量率の測定値に応じた防護措置(放射性物質放出後)	
		警戒事態 AL	施設敷地緊急事態 SE	全面緊急事態 GE	500 μ Sv/h超 (OIL1)	20 μ Sv/h超 (OIL2)
原子力災害対策重点区域	福島第一原発	避難指示区域でない区域 (UPZ)	—	屋内退避を開始	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施	1日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施
	避難指示区域	○一時立入を中止 ○避難指示区域に一時立入している住民等の退去準備	一時立入している住民等の退去開始	—	—	—
	発電所から概ね5km圏内 (PAZ)	要配慮者等の避難準備	○要配慮者等の避難実施 ○住民等(要配慮者等以外)の避難準備 ○安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)	○住民等の避難実施 ○住民等への安定ヨウ素剤の服用指示	—	—
	避難指示区域及びPAZを除く区域 (UPZ)	—	屋内退避を開始 ○安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) ○避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染場所の確保等)	○屋内退避を開始 ○安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) ○避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染場所の確保等)	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施	1日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施
原子力災害対策重点区域外市町村 (県広域避難計画・市町村避難計画に基づく対応)		PAZ内要配慮者等の避難準備(避難先確保等)への協力	○PAZ内要配慮者等の受け入れ ○PAZ内住民等(要配慮者等以外)の避難準備(避難先確保等)への協力	○PAZ内住民等の避難受け入れ ○UPZ内住民等の避難、一時移転、体表面除染の準備(避難・一時移転先・避難退域時検査場所の確保等)への協力	UPZ内住民等の避難及び一時移転の受け入れ	

特定復興再生拠点区域の避難指示解除後



原子力発電所の状況に応じた緊急事態区分 (EAL)

区分	警戒事態 AL	施設敷地緊急事態 SE	全面緊急事態 GE
福島第一原発・第二原発共通	○立地町で震度6弱以上の地震または、大津波警報が発令	○敷地境界付近において、5 μ Sv/h以上*の放射線量を検出した場合	○敷地境界付近において、5 μ Sv/h以上*の放射線量を2地点以上または10分間以上継続して検出した場合
福島第一原発(1,2,5,6号機)、福島第二原発(1~4号機)	○使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できない、または当該水櫃の水位を一定時間以上測定できない	○使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2mの水位まで低下	○使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下
福島第一原発(3,4号機)	—	—	—

※EAL : Emergency Action Level (緊急時 活動レベル)

原子力発電所の状況に応じて、緊急事態を3つに区分し、各区分における原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たす役割を明らかにするもの。これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき設定されたもの。

※OIL : Operation Intervention Level (運用上の介入レベル)

緊急時モニタリング結果に基づき、防護措置を迅速に実行できるよう、防護措置の実施を判断する空間放射線量率等の計測可能な値で表される基準。

※福島第一原発の場合は、3カ月平均のバックグラウンド+5 μ Sv/h以上

2. 緊急事態応急体制

(1) 県災害対策本部と県原子力現地災害対策本部

知事は、原子力発電所で事故が発生し、次のいずれかに該当する場合には、被害の防止及び軽減並びに災害発生後における応急対策を迅速かつ強力で推進するため、直ちに「県災害対策本部」を県庁に設置し、災害対策本部要員を参集します。

県では、南相馬市に福島第一原発のオフサイトセンターとなる「南相馬原子力災害対策センター」、楡葉町に福島第二原発のオフサイトセンターとなる「楡葉原子力災害対策センター」を整備しています。

知事は、災害対策本部の設置と同時に、オフサイトセンターに「県原子力現地災害対策本部」を設置して、国や市町村等と連携しながら応急対策の実施にあたります。県原子力現地災害対策本部参集要員は、オフサイトセンターに集合し、活動を開始します。

なお、施設敷地緊急事態が発生した後は県現地本部参集要員の一部分が、国原子力災害現地対策本部機能班員として活動します。

(2) オフサイトセンターの役割

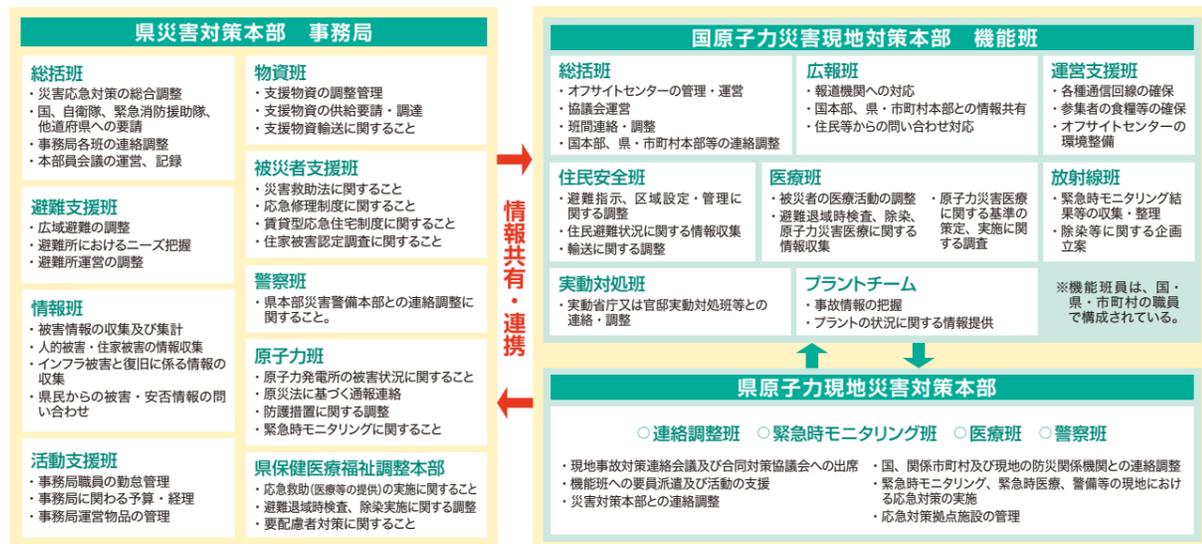
施設敷地緊急事態が発生した場合、国はオフサイトセンターに内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官(福島第一原発の場合は、経済産業副大臣)を本部長とする事故現地対策本部を設置します。

また、施設敷地緊急事態が発生した際には国の一斉招集システムにより現地対策本部要員として指定されている職員(国、県、市町村、指定公共機関等関係機関の職員)が呼び出されます。なお、県においては県現地本部要員に対して参集するよう連絡を行い、県原子力現地災害対策本部を立ち上げます。

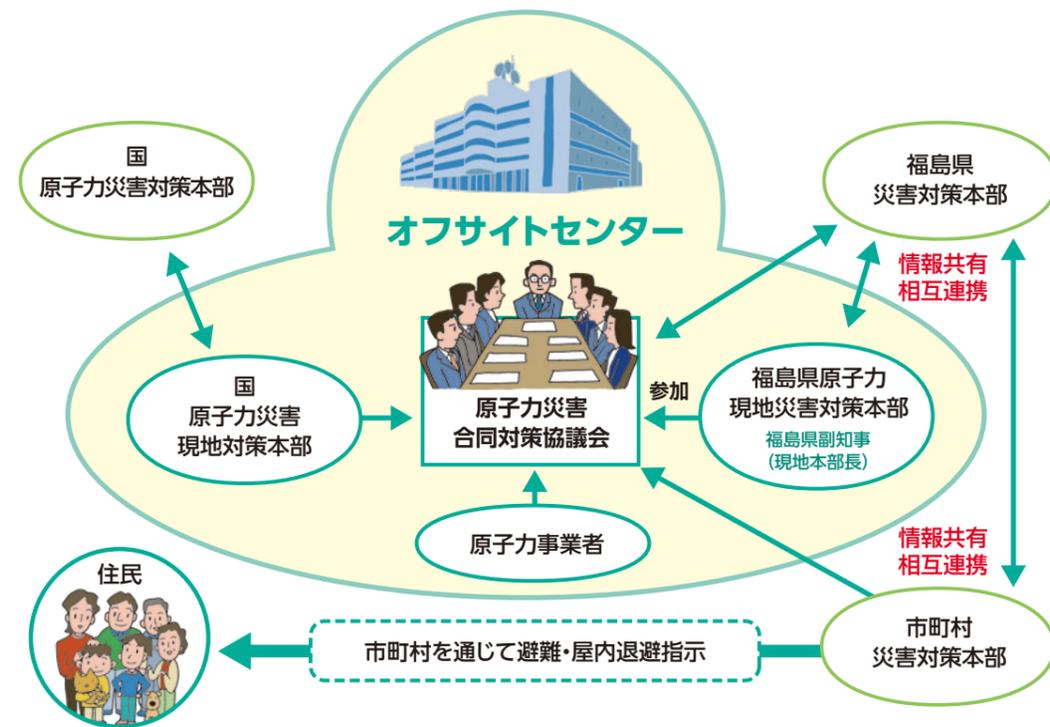
その後、事態が進展し全面緊急事態に移行した場合、オフサイトセンターでは、国、県、関係市町村、原子力事業者、防災関係機関及び放射線や被ばく医療の専門家等が一堂に会する「原子力災害合同対策協議会」を組織し、事故の状況把握と予測、住民の安全の確保、被ばく者に対する医療措置、避難住民に対する支援等、様々な緊急事態応急対策について指揮の調整を図ります。

県災害対策本部の設置基準

- 発電所の原子力防災管理者(所長)から警戒事態(自然災害による場合を除く)発生のお知らせを受け、知事が必要と認めた場合
- 発電所の原子力防災管理者から原子力災害対策特別措置法第10条の特定事象発生のお知らせを受けた場合
- 県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発生のお知らせを行うべき数値(5マイクロシーベルト/時)が検出され、原子力防災専門官が発電所によるものと確認した場合(避難指示区域については、バックグラウンドの毎時放射線量を考慮し、毎時放射線量(3カ月平均)+5マイクロシーベルト/時検出時)
- 内閣総理大臣が本県に係る原子力緊急事態宣言を発出した場合
- その他知事が必要と認めたとき(県が設置しているモニタリングポスト等により、異常な空間放射線量率が計測され、その原因が発電所に起因することが明らかな場合等)



図：災害対策本部等における事務と情報共有・連携



図：オフサイトセンターにおける活動要領

(3)モニタリング体制

環境放射線モニタリングの種類には、通常の原子力発電所稼働時等に県、事業者が実施する平常時モニタリングと、原子力災害発生時に国が実施する緊急時モニタリングがあります。

現在の福島県は、福島第一原子力発電所事故による緊急事態宣言下における環境放射線モニタリングを継続しています。

	現状	緊急時モニタリング
目的	<ul style="list-style-type: none"> 原子力施設からの放射性物質漏えいの常時監視 平常時のバックグラウンド数値の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集 OILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供 原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供
活動場所(企画立案)	県・事業者の分析施設等	オフサイトセンター
活動場所(環境試料採取等)	<ul style="list-style-type: none"> 主に発電所から30km圏内 発電所からの距離や方角等に偏りがないように実施 	<ul style="list-style-type: none"> 主に発電所から30km圏内 事故の状況によっては特定の地域に集中して実施
活動場所(分析等)	県・事業者の分析施設等	県・事業者の分析施設等
実施者	県環境創造センター及び事業者がそれぞれ実施	国が統括する緊急時モニタリングセンター(EMC)の下、国、県、事業者、関係指定公共機関等が連携して実施

緊急時モニタリングの主な実施項目

項目	内容等	
空間放射線量率	固定観測局	県設置：約50地点
	可搬型モニタリングポスト	測定不能となった固定観測局のバックアップ等
	モニタリングカー	避難ルート等の線量測定
大気中放射性ヨウ素濃度	固定観測局、可搬型サンブラで採取、分析	
飲食物の放射性物質濃度	空間放射線量率が $0.5\mu\text{Sv}/\text{h}$ を超えた地域の飲料水、野菜、原乳等を分析	
土壌等の放射性物質濃度	空間放射線量率が $20\mu\text{Sv}/\text{h}$ を超えた地域の土壌等を分析	

発電所で新たな異常が起きた時のモニタリング体制 (緊急時モニタリング)

(1)警戒事態

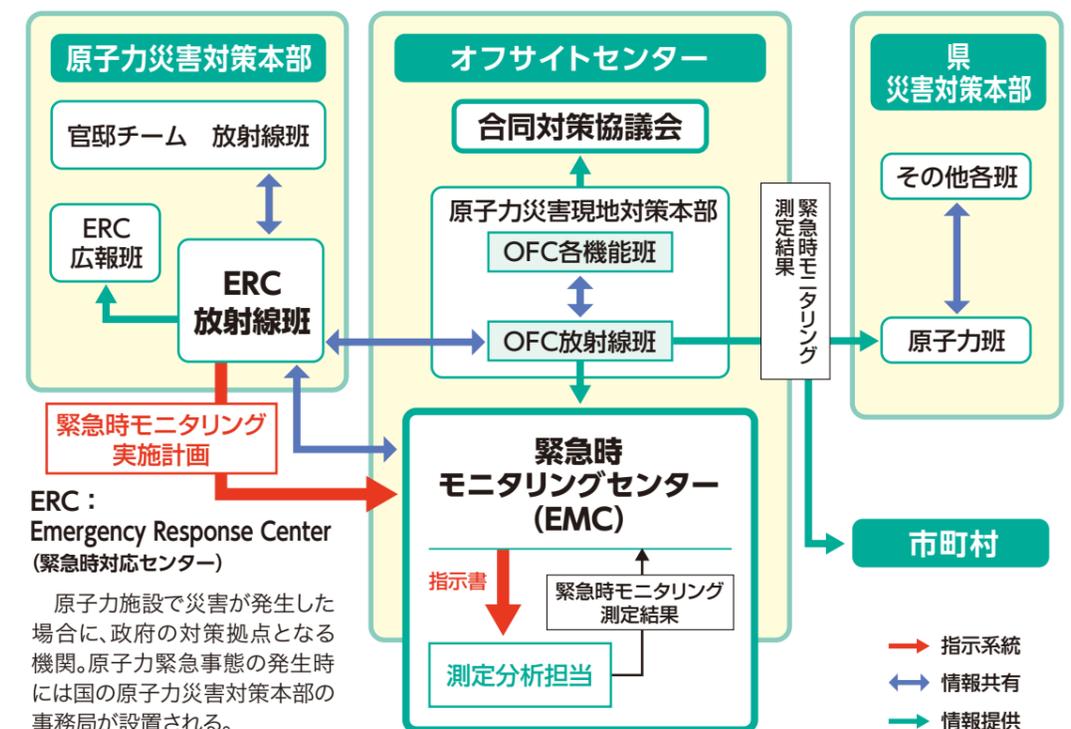
県原子力現地災害対策本部の緊急時モニタリング班員は、発電所で警戒事態が発生した場合等で知事が必要と認めた場合、オフサイトセンターに設置される県原子力現地災害対策本部等に参集し、緊急時モニタリング班として活動を開始します。

(2)原災法第10条の特定事象

県は原災法第10条の特定事象発生の通報を受けた場合、国がオフサイトセンターに設置する緊急時モニタリングセンター(EMC)に参画し、国の指揮の下、緊急時モニタリングを実施します。

EMCでは、ERC放射線班から緊急時モニタリング実施計画を受領し、OFC放射線班から入手するプラント状況や気象状況等に基づき実施計画の修正を行います。その実施計画に基づいて具体的なモニタリング地点や項目を定めた指示書を作成し、測定分析担当に送付します。測定分析担当は指示書に基づき緊急時モニタリングを実施します。

緊急時モニタリングの測定結果は合同対策協議会に共有されるとともに、OFC放射線班を通して県災害対策本部や市町村に報告されます。



(4) 緊急時通信連絡体制

原子力事業者は、警戒事象、原子力災害対策特別措置法(以下、「原災法」という。)第10条に定める特定事象、原災法第15条事象が発生した場合、直ちに国、県、関係する市町村・警察機関・消防機関等に通報します。

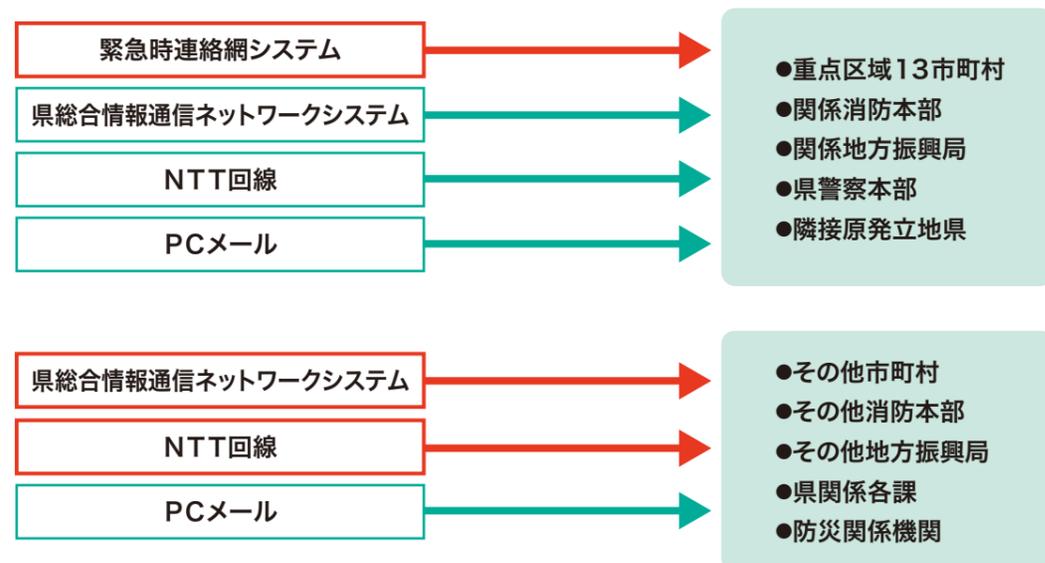
また、県は原子力事業者から通報を受けた際に、通報内容を確認して、県内全ての市町村・警察機関・消防機関等の関係機関に情報提供を行います。

県から市町村等へ送付する主な連絡と内容

連絡名	連絡の内容
情報収集事態	原子力発電所立地町で震度5弱以上の地震を認知したことの連絡
警戒事態(AL)	●原災法第10条に基づく特定事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障等が発生したことの連絡(原子力発電所立地町で震度6弱以上の地震が発生した場合など)
施設敷地緊急事態(SE)	原災法第10条事象に基づく特定事象が発生したことの連絡
全面緊急事態(GE)	発電所で発生した特定事象が原災法第15条の規定に該当したことの連絡
国からの要請・指示文	避難指示区域からの退去、屋内退避、一時移転、避難、安定ヨウ素剤の服用の指示等

県からは次のいずれかの方法を用いて情報提供を行います。

基本は赤色の通信手段を利用し、赤色の通信手段が利用できない場合は青色の通信手段又はリエバン派遣などのあらゆる手段を用いて情報提供に努めてまいります。



3. 防護措置について

(1) 対象区域における防護措置の違い

① PAZ(予防的防護措置を準備する区域)(原子力発電所から5km圏内)

PAZでは、原子力発電所の状況に応じて、放射性物質が放出する前に全ての住民が予防的に避難することを基本としています。



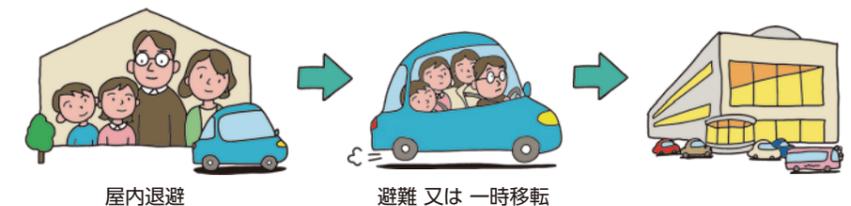
PAZに住んでいる住民のなかで要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる方や、妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある方、若しくは安定ヨウ素剤を服用できないと医者が判断した方については、一般の方よりもより早い段階で避難を実施します。



② UPZ(緊急防護措置を準備する区域)(原子力発電所から5~30km圏内): 重点区域に指定されている13市町村

UPZでは、屋内退避を行うことが基本となります。

放射性物質が放出される恐れがある段階から屋内退避を行い、被ばくを最小限に抑えます。放射性物質が放出された後は、緊急時モニタリングの結果により空間放射線量率が基準値より高い地域は避難又は一時移転を行い被ばくの低減を図ります。



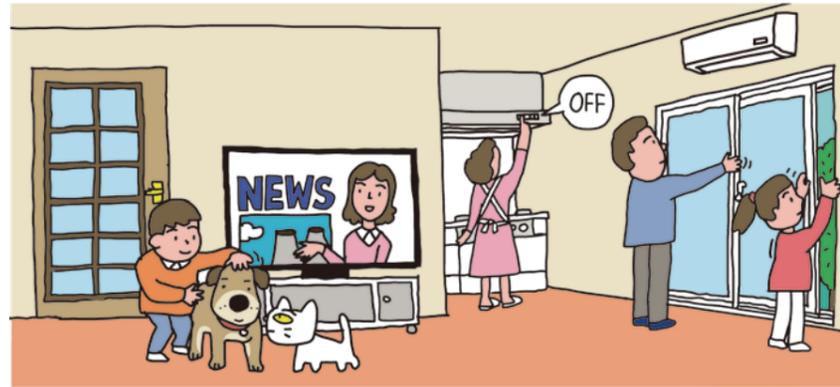
③ UPZ外

UPZ外においては被ばくのリスクは少ないが、事故の状況により空間放射線量率が高くなる可能性があるため、UPZと同様に屋内退避を基本とし、基準値より高い地域は避難又は一時移転を行います。

(2)防護措置の種類

①屋内退避

屋内退避とは、住民等が自宅などの建物内に退避することです。戸締まりをする等密閉性を高めた建物内に退避することにより、放射性物質からの放射線が一定程度遮へいされるとともに、屋外からの放射性物質の流入が制限されることにより、放射性物質の体内への吸入等が抑制されることで、放射線の影響を少なくすることができます。



②避難と一時移転

避難や一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの量を少なくしようとするものです。

避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるために緊急で実施するものです。

一時移転は、避難が必要な空間放射線量率等よりは低い地域ですが、日常生活を継続した場合の無用な被ばくを避けるため、一定期間のうちにその地域から離れることです。



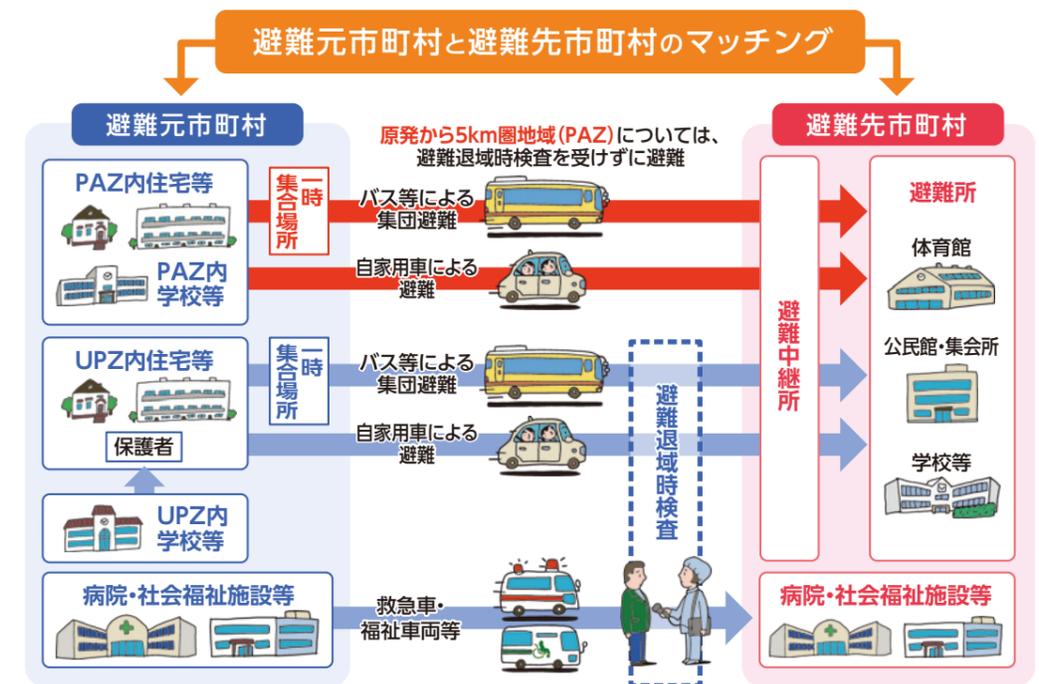
(3)原子力災害広域避難計画の概要

福島第一原発及び福島第二原発で、新たな原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合に備え、福島県地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき、県は「福島県原子力災害広域避難計画」(以下、「県広域避難計画」という。)を策定しています。

この計画は住民避難等の応急対策が迅速に実施できるように広域避難の基本的なフレームを策定したものであり、原子力災害対策重点区域である13市町村の避難先市町村を定めるとともに、複数の避難ルート等を示しています。

また、原子力災害対策重点区域の13市町村は、住民を迅速に安全な場所へ避難誘導するための具体的な市町村広域避難計画等を策定するものとし、あらかじめ、行政区・地区ごとに避難先施設、避難手段、避難ルート、避難情報の伝達手段を定め、住民に対して周知しておくこととしています。

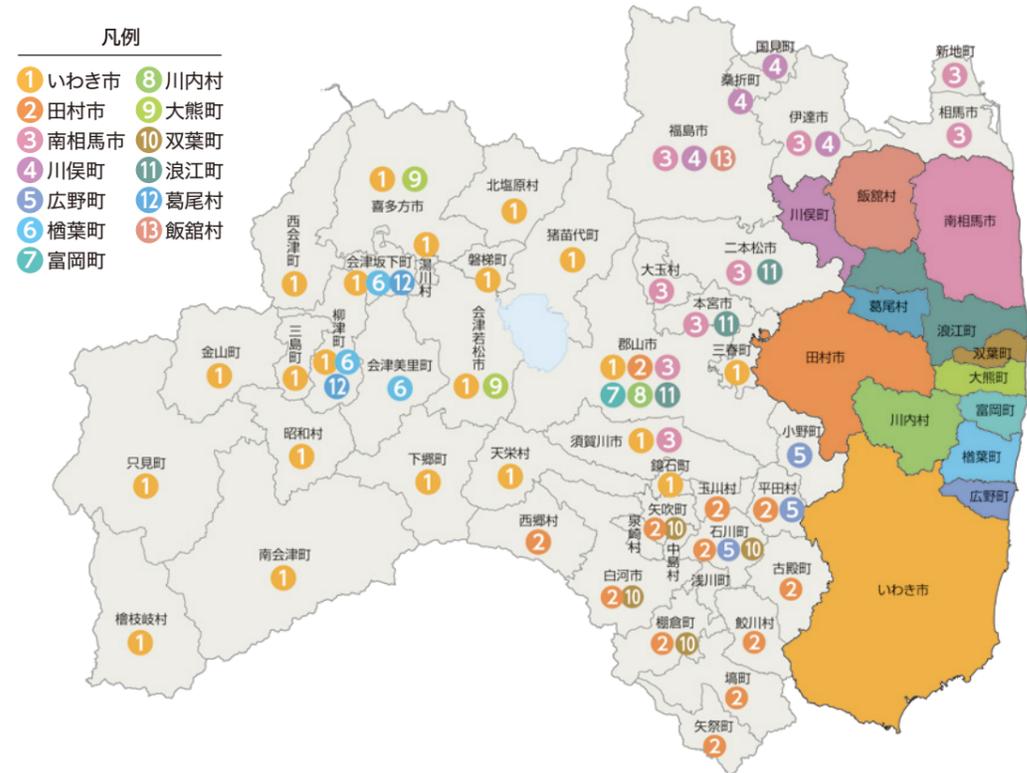
避難先市町村については、原子力災害時に避難元市町村又は県から避難等の受入の要請があった場合には避難所の開設等をしていただくため、県の広域避難計画作成時に受入等の調整をお願いしております。



図：原子力災害広域避難計画の概要

(4) 避難先

県広域避難計画では、避難者が居住していた地域コミュニティの維持に十分配慮し、可能な限り、地区の分散を避けるとともに、福島第一原発及び福島第二原発から放射状に速やかに避難できるように避難先市町村を定めています。



避難元市町村	受入市町村	避難元市町村	受入市町村	避難元市町村	受入市町村	避難元市町村	受入市町村	避難元市町村	受入市町村
いわき市 (西方向の場合)	会津若松市	いわき市 (西方向の場合)	小千谷市	いわき市 (南方向の場合)	下妻市	田中市	茨城県 利根町	川俣町	伊達市
	郡山市		加茂市		常総市		川俣町		桑折町
	須賀川市		十日町市		常陸太田市		郡山市		国見町
	喜多方市		見附市		笠間市		白河市		石川町
	鏡石町		村上市		取手市		西郷村		平田村
	天栄村		燕市		牛久市		泉崎村		浅川町
	下郷町		五泉市		つくば市		中島村		小野町
	檜枝岐村		阿賀野市		ひたちなか市		矢吹町		会津坂下町
	只見町		魚沼市		潮来市		棚倉町		柳津町
	南会津町		南魚沼市		守谷市		矢祭町		会津美里町
	北塩原村		胎内市		那珂市		塙町		郡山市
	西会津町		聖籠町		筑西市		鮫川村		郡山市
	磐梯町		弥彦村		坂東市		石川町		会津若松市
	猪苗代町		田上町		稲敷市		玉川村		喜多方市
会津坂下町	阿賀町	かずみかづら市	平田村	白河市					
湯川村	出雲崎町	桜川市	古殿町	泉崎村					
柳津町	湯沢町	行方市	福島市	中島村					
三島町	津南町	つくばみらい市	郡山市	矢吹町					
金山町	関川村	小美玉市	須賀川市	棚倉町					
昭和村	水戸市	茨城県 龍ヶ崎	相馬市	石川町					
三春町	日立市	茨城県 土浦市	二本松市	郡山市					
新潟県 新潟市	新潟市	茨城県 美浦村	伊達市	二本松市					
新潟県 長岡市	新潟県 長岡市	茨城県 阿見町	本宮市	本宮市					
新潟県 三条市	新潟県 三条市	茨城県 河内町	大玉村	会津坂下町					
新潟県 柏崎市	新潟県 柏崎市	茨城県 八千代町	新地町	柳津町					
新潟県 新発田市	新潟県 新発田市	茨城県 五霞町	福島市	福島市					

(5) 避難所と避難中継所

○避難所について

県広域避難計画では、避難時の混乱を避け、避難生活中の地域コミュニティの維持や円滑な住民支援を行うため、地域単位で避難ができるよう、あらかじめ避難先施設を選定しています。

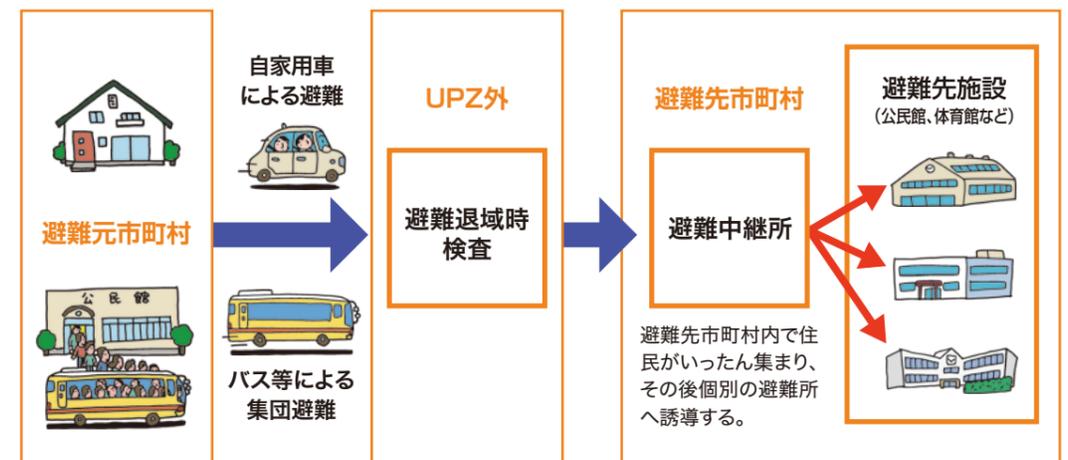
県は、避難所及び避難中継所の開設等に当たっては、避難先市町村及び県有施設の管理者に対し、施設の供与及びその他の災害救助の実施について協力を要請するものとしています。

なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、避難者の受け入れに関して国の支援が必要であると判断した場合には、国に対して要請を行います。

県から要請を受けた避難先市町村等は、避難元市町村と協議のうえ、広域避難計画に定めたとおり、受け入れに必要な避難所及び避難中継所等を準備し、避難元市町村と協力してその運営を行うものとしします。

○避難中継所について

避難中継所とは、避難時の混乱を避け、円滑な住民避難の支援を目的として、避難者が避難所へ行く前に、原則避難先市町村内において一時的に集合する場所のことです。避難先施設の情報を集約し、避難してきた住民に提供すること等を目的としています。



(6) 避難退域時検査

避難退域時検査とは、放射性物質が放出された後に避難を行う際に、放射性物質が車両や衣服、体の表面に付いているかどうかを調べることをいいます。検査の結果、基準値を超える放射性物質が確認された場合には簡易除染を行います。

○避難退域時検査体制の整備

県では、避難指示区域外の避難ルート沿いに避難退域時検査の実施場所を設定し、国及び関係機関と連携して、検査体制を整備します。

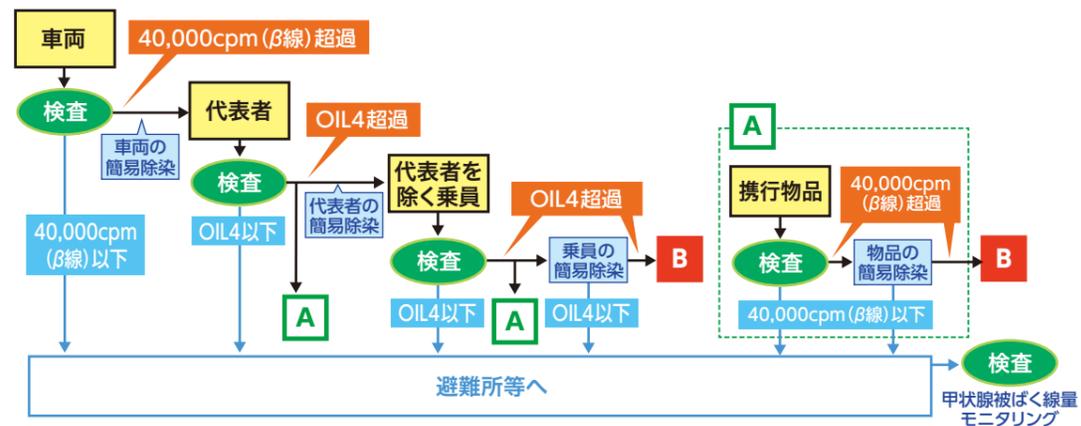
○避難退域時検査の実施

避難退域時検査は、OILに基づく防護措置としての避難等の指示を受けた住民等を対象として、国が定めるマニュアルに基づいて検査を実施します。

検査や簡易除染により、基準値以下の場合には、通過証を交付し、基準値超過の場合には、原子力災害対策拠点病院等で除染を行います。



検査手順



B 簡易除染してもOIL4以下にならない住民については原子力災害対策拠点病院等で除染を行い、簡易除染しても40,000cpm(β線)以下にならない車両や携行物品については検査場所で一時保管などの措置を行います。

※OIL4とは：不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準(初期の基準値 β線：40,000cpm(1か月後からは13,000cpm))
 ※甲状腺被ばく線量モニタリングとは：19歳未満の者、妊婦及び授乳婦を基本の対象とし、放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への集積の程度を把握するために実施するもの

4. 安全確保について

(1) 摂取制限

屋内退避等の防護対策を講じるよう指示が出された区域において、当面屋内に貯蔵してある飲食物以外の摂取は禁止されます。

県と市町村は、国の指示または緊急時モニタリング等により定められた指標濃度を超える放射性物質が検出された場合、当該試料が採取された地区の住民に対し、屋内に貯蔵してある飲食物以外の摂取を当面禁止する指示を行います。

また、指定された地区においては、同時に、出荷の禁止等も指示されます。

飲食物の摂取制限等の指示については、テレビ、ラジオ、インターネット、広報車、防災行政無線等で住民にお伝えします。

県と市町村は、飲食物の摂取制限の措置がなされた場合、協力して関係住民等への飲食物の供給を行います。



飲食物摂取制限時には、屋内に貯蔵してあるもの以外は飲食しない。



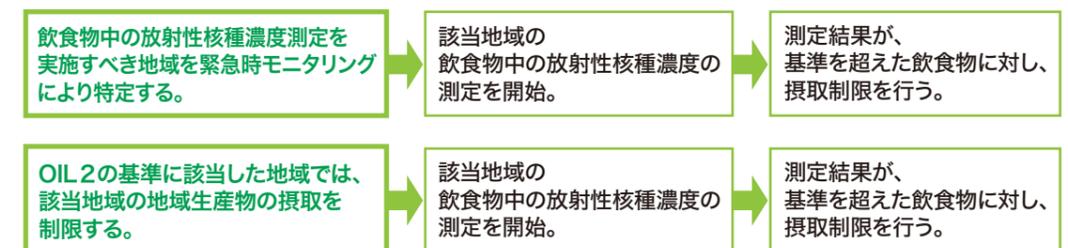
テレビやラジオ等を通じて正確な情報をつかむ。



市町村や県では必要に応じて飲食物の供給等を行います。

○摂取制限にかかる調査

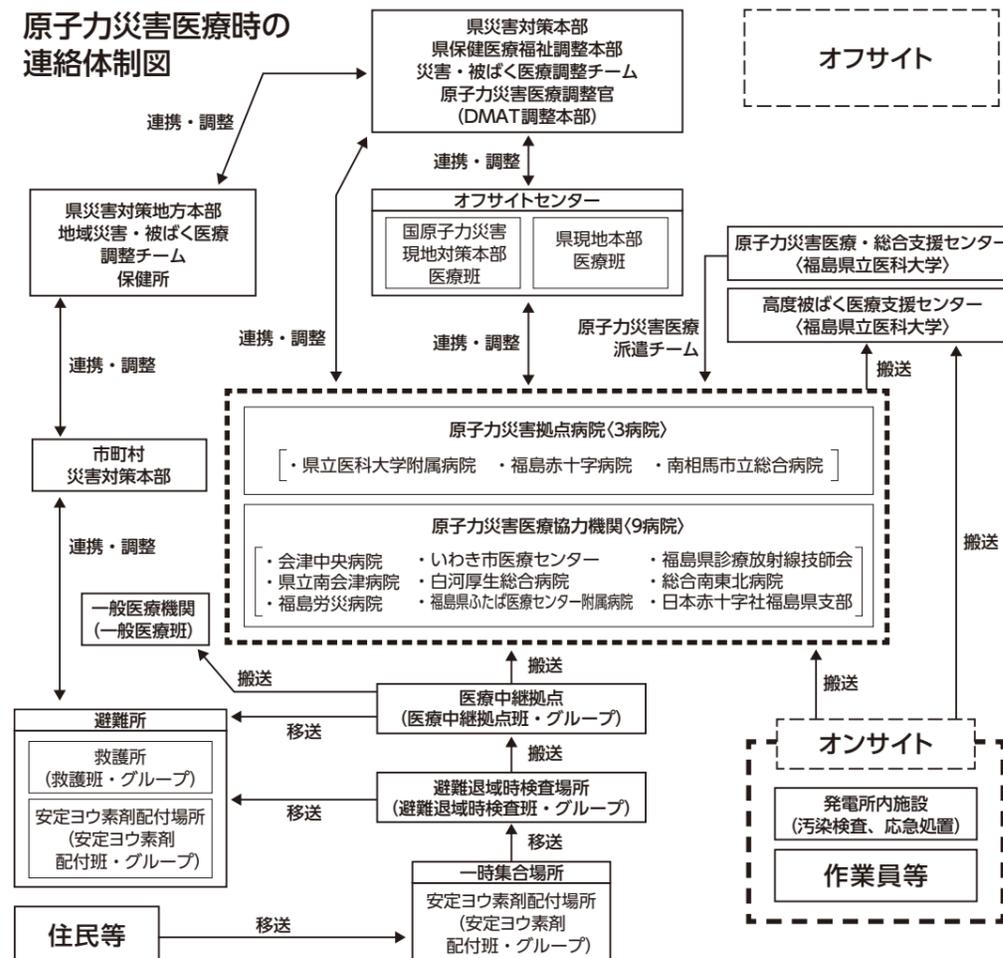
飲食物の摂取制限は次の手順で制限する飲食物を特定及び制限します。



(2) 原子力災害医療体制

○原子力災害医療活動の基本的体制

- 発電所における初期の原子力災害医療：応急処置、汚染の把握、被ばく線量等の測定
- 「県保健医療福祉調整本部」：災害対策本部とともに設置され、県全体の災害、被ばく医療の調整機能を担う
- 「原子力災害対策拠点病院」：原子力災害医療の中心となる医療機関
汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う
- 「原子力災害医療協力機関」：原子力災害時に県や拠点病院に協力する機関
被ばく傷病者に対する初期診療及び救急診療の提供、避難退域時検査実施のための検査チームの派遣
- 「高度被ばく医療支援センター」：原子力災害時に高度専門的な被ばく医療を行う機関
重篤な外部被ばく患者の治療、長期的かつ専門的治療を要する内部被ばく患者の診療
- 「原子力災害医療・総合支援センター」：原子力災害医療派遣チームの派遣調整



(3) 原子力災害医療活動

○原子力災害医療活動とは

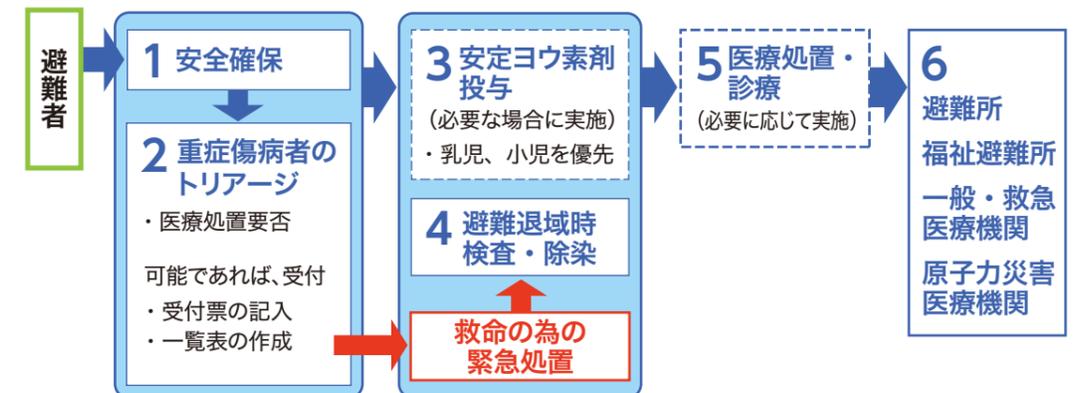
県は、原子力災害時に地域住民の医療を確保するため、関係機関から派遣された医師及び看護師等による医療中継拠点を設置して、傷病者に対する医療活動、放射性物質による汚染の有無の検査(避難退域時検査)等を行います。

また、被ばく傷病者等の診療を提供できる医療機関の整備を平時から進めています。



○医療中継拠点とは

避難区域外に設置され、避難区域内の住民等避難者のトリアージ、治療、搬送と避難退域時検査を行う拠点です。



※図は一例であり、避難者数・医療資源・医療中継拠点の位置などにより柔軟に対応する

※安定ヨウ素剤投与は、必要があれば、可能な限り早期に行う

(4)安定ヨウ素剤

原子力発電所の事故で放出されることがある放射性ヨウ素は、呼吸や飲食によって体内に取り込まれると甲状腺に集積し、甲状腺がんを発生させる可能性があります。

安定ヨウ素剤を事前に服用することにより、甲状腺被ばくを低減することができますが、安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、避難や一時移転等の防護措置と組み合わせて活用すること、そして適切なタイミングで服用することが必要です。

県及び関係市町村では、原子力災害に備えて安定ヨウ素剤を備蓄しており、緊急時に必要に応じて安定ヨウ素剤を配布することとしています。

●PAZとUPZ・UPZ外での服用の違い

安定ヨウ素剤の服用は、原則として、原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示に基づき行います。

○PAZ

原子力発電所が全面緊急事態に至った時点で、直ちに避難と安定ヨウ素剤の服用について原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すので、原則として、その指示に従い服用します。

ただし、安定ヨウ素剤を服用できない者、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの健康影響が大きい妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児の保護者等については、安定ヨウ素剤を服用する必要性のない段階である施設敷地緊急事態で避難します。

○UPZ・UPZ外

全面緊急事態に至った後に、原子力発電所の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難や一時移転等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用について、原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すので、原則として、その指示に従い服用します。

(5)原子力防災業務関係者の安全確保

原子力防災業務関係者^(※1)は、初動対応期^(※2)に緊急事態応急対策に従事します。主な業務を下図に示します。

法(条文)	業務	主な主体	主な業務形態
原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項(第1号)	住民への広報、指示の伝達、避難誘導、交通整理	国、自治体、消防、警察	車の運転、屋外作業
放射線の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項(第2号)	緊急時モニタリング	国、自治体、専門機関、事業者等	車・船舶・航空機の運転、屋外作業
	避難状況等の確認	国、自治体	車・航空機の運転、屋外作業
被災者の救難、救助その他保護に関する事項(第3号)	救出・救助	消防、警察	車の運転、屋外作業
	救急搬送、消火	消防	車の運転、屋外作業
	捜索	警察	車の運転、屋外作業
施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項(第4号)	道路啓開、インフラ復旧	道路管理者(国、自治体)、建設事業者、電気事業者等	車の運転、屋外作業
犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項(第5号)	交通規制、警戒警備	警察	車の運転、屋外作業
緊急輸送の確保に関する事項(第6号)	避難者の輸送、物資の緊急搬送	国、自治体、消防、警察、運送事業者	車・船舶の運転、屋外作業(乗降時のみ)
食品、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項(第7号)	避難退域時検査、簡易除染	国、自治体、専門機関、事業者	屋外作業(車両の検査・除染)、屋内作業(乗員の検査・除染)
	医療措置	国、自治体、医療関係者、事業者	屋内作業(屋外での移動あり)、車・航空機の運転(患者搬送等)

※実働組織(消防・警察)職員の業務については「原子力災害時に使用する資機材について」(令和2年6月2日 内閣府(原子力防災担当)より)、その他の関係者の業務については「オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会報告書」(平成28年1月5日)による。

これらの業務を遂行するにあたり、県では原子力防災業務関係者の安全確保のため個人線量計、個人用防護装備、放射線測定器、通信機器、車両等の原子力防災活動資機材を整備しています。これらの資機材は、できるだけ現場に近い場所で運用できるよう、オフサイトセンターの他、各地方振興局、重点区域市町村、消防本部、警察署、民間事業所等、県内約200ヶ所に配備しており、各配備先の管理責任者が、緊急時の資機材運用責任者となります。



※1 ここでの原子力防災業務関係者とは、原子力災害時に、オフサイトで緊急事態応急対策に従事する県職員、市町村職員、消防団員、消防署職員、警察職員、医療関係者及び住民輸送に係る輸送機関(民間事業者)のことを示します(国、専門機関等の関係者は別途、資機材を整備しています)。

※2 発災後、全面緊急事態に至り、原子力施設からの放射性物質の放出があり、緊急時モニタリングの結果等に基づいて一時移転等の区域が確定し、その住民の移転等が概ね終了するまでの期間(一時移転等の区域の確定から一週間程度)。

5. 資料

■ 避難先市町村詳細版(平成29年3月現在)

※ 富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村は、平成22年の人口を基に避難先市町村を決めています。

いわき市 西方向

小川地区・好間地区・三和地区・川前地区

小川	柳津町	好間	会津若松市
	三島町		郡山市
	金山町		喜多方市
	昭和村		北塩原村
三和	喜多方市	川前	磐梯町
	西会津町		猪苗代町
	会津坂下町		湯川村



いわき市 西方向

遠野地区・田人地区・四倉地区・久之浜・大久地区

遠野	檜枝岐村	田人	下郷町
	只見町		南会津町
	南会津町		
四倉	郡山市	久之浜・大久	須賀川市
	須賀川市		鏡石町
	三春町		天栄村

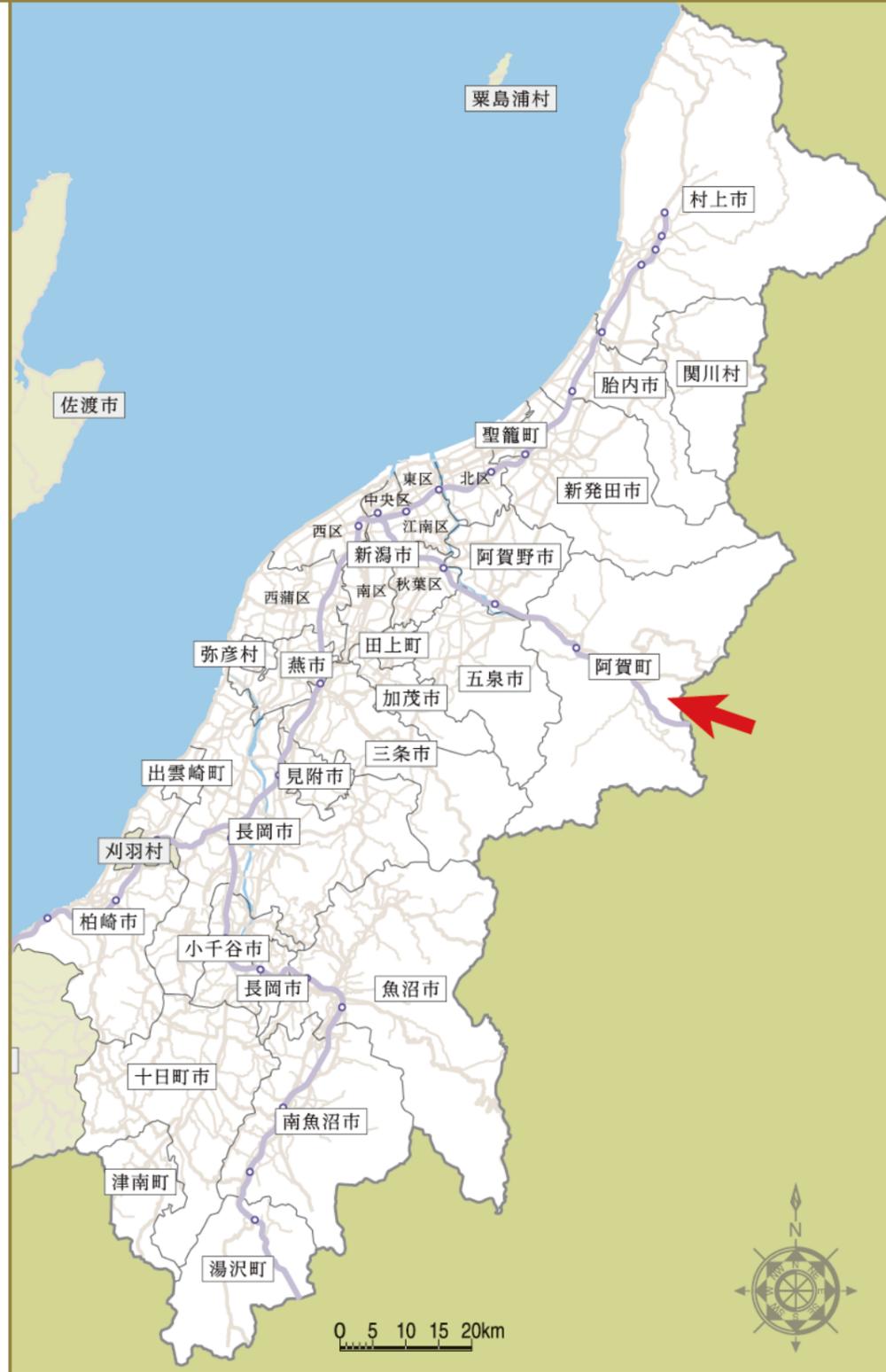


いわき市

県外・西方向

- 平地区
- 小名浜地区
- 勿来地区
- 常磐地区
- 内郷地区

平	長岡市
	柏崎市
	小千谷市
	十日町市
	見附市
	魚沼市
	南魚沼市
	出雲崎町
	湯沢町
	津南町
小名浜	新潟市 (北区、東区、 中央区、江南区)
	新発田市
	村上市
	胎内市
	聖籠町
	関川村
	弥彦村
勿来	新潟市 (南区、秋葉区)
	五泉市
	阿賀野市
	阿賀町
常磐	新潟市 (西区、西蒲区)
	燕市
	弥彦村
内郷	三条市
	加茂市
	田上町



いわき市

県外・南方向



平	土浦市	小名浜	古河市	勿来	那珂市	四倉	美浦村	
	石岡市		結城市		水戸市		遠野	笠間市
	取手市		下妻市		小美玉市		小川	龍ヶ崎市
	牛久市		筑西市		茨城町		好間	潮来市
	つくば市	桜川市	常総市	内郷	行方市			
	守谷市	八千代町	坂東市		三和	龍ヶ崎市		
	かすみがうら市	日立市	五霞町		田人	城里町		
	つくばみらい市	勿来	常陸太田市	境町	川前	利根町		
	阿見町		ひたちなか市	稲敷市	久之浜・大久	河内町		

田村市



滝根	棚倉町	大越	石川町	都路	郡山市	船引	泉崎村
	矢祭町		玉川村		郡山市		中島村
	塙町		平田村		白河市		矢吹町
	鮫川村		古殿町		西郷村		玉川村

南相馬市



小高区	須賀川市
鹿島区	相馬市
	伊達市
原町区	新地町
	福島市
	郡山市
	二本松市
	本宮市
	大玉村

広野町・ 檜葉町・ 富岡町

広野町	石川町 平田村 浅川町 小野町
檜葉町	会津坂下町 柳津町 会津美里町
富岡町	郡山市



浪江町・ 葛尾村・ 飯館村

浪江町	郡山市 二本松市 本宮市
葛尾村	会津坂下町 柳津町
飯館村	福島市



川内村・大熊町・双葉町

川内村	郡山市
大熊町	会津若松市 喜多方市
双葉町	白河市 泉崎村 中島村 矢吹町 棚倉町 石川町



川俣町



川俣町	福島市
	伊達市
	桑折町
	国見町

